

憲法を考える市民の集い

～共謀罪について考えてみませんか～

(日本国憲法施行70周年 全国アクションプログラム)

■基調報告

・永尾 廣久 氏

(日弁連憲法問題対策本部副部長)

「憲法問題に対する日弁連の取組み」

■講 演

・高山佳奈子 氏

(京都大学法科大学院教授)

「共謀罪の何が問題か」

高山氏は刑法を専門とされ、共謀罪法案の成立に対する反対運動に積極的に取り組んでこられた方のひとりで、「共謀罪の何が問題か」(岩波ブックレット)の著作もされています。刑事法に関する深い洞察に基づいて、共謀罪法は何故に問題で、今後私たちは、どのようにこの法律に対処していかなければならないか、お話ししていただきます。

2017年7月11日、いわゆる「共謀罪」法が施行されました。成立にあたっては安倍内閣・与党は、委員会での審議・採択を省略し、参議院の本会議での採択を強行しました。

日本の法体系は、被害の現実的な発生をもって処罰するのが原則で、未遂や予備行為を処罰するのには限定的でした。政府はこの法律をテロを防止するためのもので、東京オリンピック開催のため必要であるとして、国民の批判をかわそうとしました。我が国にはすでにテロ対策のための法整備はなされており、むしろこの法律はテロ対策というより捜査機関の権限拡大により、えん罪等人権の侵害を招く危険性が指摘されています。

鹿児島県弁護士会では、市民の皆さんと共に日本国憲法についていろいろな視点から考えるため、これまで6回にわたり「憲法を考える集い」を開催してまいりました。

今回は、いわゆる「共謀罪」が基本的人権に対してどのような影響を及ぼすことになるか、皆さんと共に考えてみたいと思います。多数のご参加をお待ちしております。

□日 時／2017年

12月16日(土) 14:00(開場13:30)～16:30

□場 所／鹿児島県弁護士会館
(鹿児島市易居町2-3)
* 入場無料

- 主 催／鹿児島県弁護士会
- 共 催／日本弁護士連合会
九州弁護士会連合会
- 問合せ先／鹿児島県弁護士会
TEL099-226-3765

